

富山県告示第335号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 7 月 14 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 起業者の名称

富山市

2 事業の種類

富山市庁舎駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

富山市新桜町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、富山市新桜町地内の土地を起業地とする富山市庁舎駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、富山市が事業主体となり、市庁舎に付属する駐車場を整備するものであり、法第 3 条第31号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

起業者である富山市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じているとともに、整備後においても既存施設と一体的に管理することとしており、本件事

業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

#### ア 得られる公共の利益

行政組織の改編による事務事業の本庁への集約化に伴い、来庁者の増加や公用車両による往來の増加により市庁舎は慢性的な駐車場不足となっており、駐車場入口付近において入庁待ち車両による渋滞が発生し、近辺の道路交通への悪影響や来庁者にとっての時間的損失等をもたらす状況となっている。

市庁舎近隣に新たな駐車場を確保することは、入庁待ち車両による渋滞を緩和し、近辺の道路交通に及ぼす危険の軽減や来庁者の利便性向上に寄与すると考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

起業地は、市庁舎近辺の3候補地で比較検討した結果、地域、社会、交通環境条件等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

## ア 事業を早期に施行する必要性

市庁舎付近では、来庁者の入庁待ち車両による渋滞が慢性的に発生しており、周辺道路の交通安全上、支障となっているほか、来庁者にとっても入庁待ちによる時間的損失が経済活動に悪影響を及ぼしている。

本件事業は、駐車場を新たに確保することで、駐車場入口付近の入庁待ち車両による渋滞が及ぼす道路交通への悪影響を緩和し、来庁者の利便性を向上させるものである。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

## 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

富山市役所